○総務省令第百二十三号

郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行に伴い、並びに日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第六条の二第二項、第十二条の二第二項から第五項まで、第十六条第二項及び第十六条の二第三項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項第五号及び第三項第五号、第四条第四項及び第六項、第七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十八条の二第三項及び第十八条の三第三項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第一条　日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（地域貢献資金の交付） **第一条の二**　地域貢献資金として交付する金銭の額は、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第五項に規定する地域貢献業務を実施する事業年度において必要とする額の範囲内でなければならない。	［新設］
（事業計画の認可の申請） **第七条**　会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項及び第三項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。 ［2　略］	（事業計画の認可の申請） **第七条**　会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。 ［2　同上］
（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請） **第九条**　会社は、法第十一条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理、法第六条の二第一項の規定による地域貢献資金の交付及び法第十二条の二第二項の規定による地域貢献基金への積立てを除く。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　略］ ［2　略］	（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請） **第九条**　会社は、法第十一条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　同上］ ［2　同上］
（地域貢献基金に積み立てることができる剰余金） **第十一条の二**　法第十二条の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、利益剰余金とする。	［新設］
（地域貢献基金に係る経理の整理） **第十一条の三**　会社は、その経理について、法第十二条の二第一項に規定する地域貢献基金に属する資産その他地域貢献基金に関する事項が明らかになるように地域貢献基金に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。 2　会社は、法附則第三条の三第一項又は法第十二条の二第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額を、地域貢献基金として、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。 3　会社は、地域貢献基金に属する資産の額を、地域貢献基金資産として、貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。	［新設］